

# 機関誌『かながわ』3.4月号 (Vol.557) 訂正箇所について

P4「神奈川県税務署からのお知らせ」の以下の箇所に誤りがございました。  
お詫びして訂正いたします。

■ 神奈川県税務署からのお知らせ

## 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

ここが  
POINT！

- ◆事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- ◆店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

### ■ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※税込価格 10,780円（税率 10%）の商品の例

10,780円

10,780円(税抜)

10,780円（うち税980円）

10,780円（税抜価格9,800円）

10,780円（税抜価格9,800円、税980円）

9,800円（税込10,780円）

消費税額

10,780円(税抜)

誤：（ ）内が“税抜”となっています

10,780円(税込)

正：（ ）内は“税込”となります

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、  
— 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、  
— 価格の比較も容易にできるよう、  
総額表示義務は、平成 16 年 4 月より実施されているものです。

### ■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円（税抜）

9,800円（本体価格）

9,800円+ 税

※平成 25 年 10 月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和 3 年 3 月 31 日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和 3 年 4 月 1 日以後は、総額表示が必要になります。

※総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省 HP の「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

QRコード

本件についてのお問合せは下記までご連絡ください

公益社団法人 神奈川県法人会 事務局

TEL045-633-7666 / FAX045-633-7592  
e-mail : info@kanagawahojinkai.or.jp